

美幌町住宅耐震改修等補助事業

美幌町では、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に要する費用の一部に補助金を交付する事業を実施いたします。



申請受付

令和5年4月3日（月）から令和5年9月15日（金）まで

※申請に必要な書類を下記申請先まで持参又は郵送ください。なお、事業内容及び申請に必要な書類は町のホームページに掲載しています。

美幌町 耐震改修

検索



補助金額

耐震診断：補助対象経費の2/3以内（上限9万円）

耐震設計：補助対象経費の2/3以内（上限10万円）

耐震改修：下表のとおり

補助対象経費	補助金額
100万円未満	補助対象経費と20万4千円のどちらか低い額
100万円以上200万円未満	30万6千円
200万円以上300万円未満	50万9千円
300万円以上	71万3千円

申請先・お問い合わせ先

美幌町役場 建設部 建設課 建築グループ（庁舎2階 窓口⑬番）

TEL 77-6553（ダイヤルイン）

〒092-8650

美幌町字東2条北2丁目25番地



補助事業の概要



補助対象住宅

○次の全てに該当する住宅

- ①町内に存する住宅であること。
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
- ③いずれかの外壁の中心線から隣地境界線又は道路境界線までの水平距離が、7 m以内であること。
- ④耐震改修等の完了後においても建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合する住宅であること。

※耐震設計・耐震改修補助の場合は、耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が「1.0未満と診断された住宅」が対象です。

※詳細は「美幌町住宅耐震改修等補助金交付要綱 別表第1~3」をご確認ください。



補助対象者

○次の全てに該当する方

- ①本町に住所を有する方。その他町長が認める方。
- ②対象住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住している方。ただし、当該住宅の所有者が単身赴任その他特別な理由により当該住宅に居住できない場合は、当該所有者と生計を同一にする配偶者又は子等が当該住宅に居住していること。
- ③対象住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- ④美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団員等でない方。



補助対象経費

○次に該当し、令和6年3月15日（金）までに完了の届け出ができるもの

- ①耐震診断
 - (1)耐震診断員が行う住宅部分の耐震診断に係る経費
- ②耐震設計
 - (1)耐震診断で上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上となるように、耐震設計者が行う住宅部分の耐震設計に係る経費
- ③耐震改修
 - (1)耐震診断で上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上となるように耐震改修する工事のうち、住宅部分の耐震改修工事に係る経費
 - (2)住宅部分の現状復旧等に伴う付帯工事（解体工事、外装、断熱材、内装等の復旧工事や更新工事）のうち、耐震改修工事に係る経費

※補助対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額になります。

※詳細は「美幌町住宅耐震改修等補助金交付要綱 別表第1~3」をご確認ください。



補助事業の概要



施工業者

建設業法第3条第1項の規定による国土交通大臣又は北海道知事の許可を受け、耐震診断員が所属し、耐震改修工事を行う事業者。



昨年度からの主な変更事項

変更事項	変更前	変更後
耐震診断、耐震設計に対する補助	対象外	対象
耐震改修の補助対象経費、補助金額の見直し	補助対象経費が20万円未満 →補助金額は工事に要した額	補助対象経費が100万円未満 →補助金額は補助対象経費と 20万4千円のどちらか低い額
	補助対象経費が20万円以上 200万円未満 →補助金額は20万円	補助対象経費が100万円以上 200万円未満 →補助金額は 30万6千円
	補助対象経費が200万円以上 →補助金額は対象経費の10%。 ただし、補助金額の上限は30万円	補助対象経費が200万円以上 300万円未満 →補助金額は 50万9千円
		補助対象経費が300万円以上 →補助金額は 71万3千円



申請期間等

令和5年4月3日（月）から令和5年9月15日（金）まで

※申請に必要な書類は町のホームページに掲載しています。

※募集件数【耐震診断：1件、耐震設計：1件、耐震改修：1件を予定】に達した時点で、申請受付を終了します。

※施工業者に申請等の手続きを委任することをお勧めします。

※完了届提出期限：令和6年3月15日（金）まで



申請書類一覧



耐震診断

① 交付申請

- 補助金等交付申請書(兼概算払申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 住宅の所有が明らかになる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書または課税台帳の写し等）
- 耐震改修等同意書（住宅の所有者が複数の場合のみ提出が必要）
- 誓約書兼同意書
- 耐震診断見積書の写し
- 耐震診断契約書の写し
- 付近見取図、配置図
- 外観写真（2面以上）
- 各種公的支給や補助申請に関する申出書
- 委任状（手続きを委任する場合のみ）

② 変更申請

- 補助事業等変更承認申請書(兼概算払変更承認申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 耐震診断見積書の写し
- 耐震診断契約書の写し

※補助金交付決定額に対して、変更後の補助金額が20%以上減額になる場合は提出してください。
なお、補助金交付決定以降に耐震診断内容の変更があっても、補助金の増額はできません。

③ 完了

- 補助事業等実績報告書(兼請求書)
- 美幌町住宅耐震改修等補助事業完了届
- 事業報告書
- 収支決算書
- 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- 耐震診断代金領収書の写し

※上記の他、別途、必要書類の追加提出を求めることがあります。



申請書類一覧



耐震設計

① 交付申請

- 補助金等交付申請書(兼概算払申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 住宅の所有が明らかになる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書または課税台帳の写し等）
- 耐震改修等同意書（住宅の所有者が複数の場合のみ提出が必要）
- 誓約書兼同意書
- 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- 耐震設計者の建築士免許証の写し
- 耐震設計見積書の写し
- 耐震設計契約書の写し
- 付近見取図、配置図
- 外観写真（2面以上）
- 各種公的支給や補助申請に関する申出書
- 委任状（手続きを委任する場合のみ）

② 変更申請

- 補助事業等変更承認申請書(兼概算払変更承認申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 耐震設計見積書の写し
- 耐震設計契約書の写し

※補助金交付決定額に対して、変更後の補助金額が20%以上減額になる場合は提出してください。
なお、補助金交付決定以降に耐震設計内容の変更があっても、補助金の増額はできません。

③ 完了

- 補助事業等実績報告書(兼請求書)
- 美幌町住宅耐震改修等補助事業完了届
- 事業報告書
- 収支決算書
- 補強後の想定耐震診断報告書(耐震設計者が行ったもの)
- 平面図等（改修内容が記載されたもの）
- 耐震設計代金領収書の写し

※上記の他、別途、必要書類の追加提出を求めています。



申請書類一覧



耐震改修

① 交付申請

- 補助金等交付申請書(兼概算払申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 住宅の所有が明らかになる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書または課税台帳の写し等）
- 耐震改修等同意書（住宅の所有者が複数の場合のみ提出が必要）
- 誓約書兼同意書
- 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- 耐震改修計画書
- 耐震設計者の建築士免許証の写し
- 補強後の想定耐震診断報告書（耐震設計者が行ったもの）
- 耐震改修工事見積書の写し（対象工事と他の工事を明確に区分したもの）
- 工事請負契約書の写し
- 付近見取図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの）
- 外観写真（2面以上）
- 各種公的支給や補助申請に関する申出書
- 委任状（手続きを委任する場合のみ）

② 工事着手

- 美幌町住宅耐震改修等補助事業工事着手届

※工事の着手前に提出してください。補助金交付決定後に着手届を提出し、現地にて未着手であることが確認された後でなければ、工事に着手することはできません。

③ 変更申請

- 補助事業等変更承認申請書(兼概算払変更承認申請書)
- 事業計画書
- 収支予算書
- 耐震改修工事見積書の写し（対象工事と他の工事を明確に区分したもの）
- 耐震改修工事契約書の写し
- 平面図等（改修内容が記載されたもの）

※補助金交付決定額に対して、変更後の補助金額が20%以上減額になる場合は提出してください。
なお、補助金交付決定以降に耐震改修内容の追加や変更があっても、補助金の増額はできません。

④ 完了

- 補助事業等実績報告書(兼請求書)
- 美幌町住宅耐震改修等補助事業完了届
- 事業報告書
- 収支決算書
- 写真（施工中及び完了後の状況を撮影したもの）
- 耐震改修工事代金領収書の写し

※上記の他、別途、必要書類の追加提出を求めています。

